

ユストゥス・メーザーにおける理論と実践*

—あるいは、歴史と伝統—

大塚 雄太

This paper focuses on the later thought of Justus Möser (1720-1794) and its meaning in the social context of the eighteenth century. Through our investigation, we discover a practical intention in his thought and unearth his original position in the modern German history of ideas.

Generally, though especially in Japan, the modern German history of ideas is a genealogy of renowned philosophers, including Kant, Fichte, and Hegel; few places are reserved for Möser. However, the modern German history of ideas is far more complex than the history of philosophy allows, because it developed during social upheaval, particularly the French Revolution.

Discussions concerning theory and practice show the relation between societal trends and thought. Kant's paper was the epicenter of such discussions in the late eighteenth century, drawing responses from many thinkers, including Möser, who wrote his theory and practice from a critical viewpoint of Kant's theoretical and abstract argument. We clarify Möser's concrete logic in his historicism, which is based on facts from society and history, and contrast it with Kant's argument. Beyond traditional evaluations of Möser as a conservative or a political romanticist, this paper portrays him as an Enlightenment thinker for society.

Keywords: Justus Möser, Theory and practice, German enlightenment, Public opinion, Historicism

I. はじめに

「私が、ますます多く敬意を払うに至ったのは、われわれの時代のいわゆる学者たちが人間の限界を超えて舞い上がるときの天空の軌道に対してよりも、自然人が自らの必要にしたがって辿ってきた道筋に対してである¹⁾。」

ユストゥス・メーザー (Justus Möser, 1720-1794) は、オスナブリュック司教領に生まれ、のちに実務家・政治家として地元オスナブリュックの政治的世界に大きな影響力を誇った人物であった²⁾。七年戦争後のイギリスとの関係、そしてまた国内における政府と議会の調整をめぐる激務をこなしながら、彼はきわめて活発にペンを執り、自らが編集者を務めた『オスナブリュック週報』などを通じて多くのエッセイを発表し、世論を喚起した。本稿では、メーザーの晩年の著作に焦点を定め、実務的経験を背景として培われた彼の思想的特質とそこに表現された知の社会的形態の一端を描き出すとともに、近

代ドイツ思想史におけるメーザーの位置づけについても再考したい。

II. 思想史におけるメーザー

メーザーの思想は、保守主義や歴史主義、あるいはロマン主義の先駆として位置づけられることが多い。例えば、R.パスカルはシュトゥルム・ウント・ドラングの先駆者としてクロップシュトックとともにメーザーの名を挙げ³⁾、C. F.メンガーは反啓蒙・反フランス革命側に立つ政治的ロマン主義の先駆者としてメーザーとバークを並列している⁴⁾。F.マイネッケは、抽象化を志向する啓蒙思想を避け、民衆生活の固有性と多様性から歴史と伝統の意義を引き出すメーザーに歴史主義の萌芽を見た⁵⁾。それは「メーザーは民衆生活 (das Volksthümliche) の温かい友であり、深い理解者であった⁶⁾」という W. ロッシャーの言葉を、改めて想起させる。彼はメーザーを「18世紀ドイツ最大の経済学者」として称えたのであった⁷⁾。

* 本研究は JSPS 科研費（課題番号：26870276）の助成による研究成果の一部である。

わが国にもメーザーの歴史的方法に着目した出口勇蔵による先駆的論文があり、農地制度論比較を中心F.リストとの関係を問うた小林昇の論考もある⁸⁾。同様の観点に立って『郷土愛の夢(Patriotische Phantasien, 1774-1786)』のうちの何篇かが翻訳されたことも記憶に新しい。冒頭に引用したメーザー自身の言葉は、高度に抽象化された哲学よりも、歴史的現実を尊重する彼の姿勢を示すものであり、上述のメーザーに対する評価軸の正当性を物語っている。

しかし、思想史においてメーザーに光が当たることは決して多くない。彼の活発な文筆活動を全体としてみたとき、それを包括しうるような枠組みはドイツ思想史研究においてまだ確立されていない。思想家としてのメーザーを捉える場合、結局のところ、思想史における彼の位置づけが不十分であるという問題は、彼を捉えるドイツ思想史の構図自体の問題性に起因するように思われる。『郷土愛の夢』の邦訳は経済史や西洋史あるいは思想史を専門とする研究者の協同によって成し遂げられたが、それはメーザーの諸論考が有する射程の広大さを示すだけでなく、その学際性にアプローチする際の困難を十分に想像させるものもある。したがってメーザーの思想の全体像描出には個別研究のさらなる蓄積が必要であるが⁹⁾、それをどのように思想史上に位置づけるかということに関しては、さしあたって次のような問題提起をしておきたい。

近代ドイツ思想史の主文脈は、とりわけわが国においては、カントからドイツ観念論への展開に置かれる傾向がなお強い。構図としては、それは哲学史の基本構図に重なるものである。しかし仮にカントからドイツ観念論への流れを近代ドイツ思想史の主流と認めるとしても、この流れが思想的にも、そして社会の動態と連動する歴史的現実からも独立であったわけではない。メーザーが生きた時代は、まさに汎ヨーロッパ的な啓蒙の最盛期にあたる。カントがルソーやヒュームから受けた影響を告白しているように、思想形成過程にはきわめて強く他者が関与するが、啓蒙の世紀には出版の隆盛によってそうした他者がヨーロッパ全体に存在していた。そしてまたメーザーの晩年は、啓蒙のひとつの帰結としてのフランス革命にドイツ思想界が沸いた時であった。知性は現実から絶えず触発される関係にあり、それは文学者であろうと哲学者であろうと、より広く作家と形容されうる彼の同時代人が等しく身を置いて

いた時代であった。

こうした時代状況に即して近代ドイツ思想史の領野が、哲学史の基本構図をこえて拡大されるべきであることを、F.バイザーの研究は示唆している¹⁰⁾。それは1790年から1800年というわずか10年の期間を対象としたものであるが、取り上げられる思想家は目次を一瞥しただけでも15人に及ぶ。実際に言及される思想家の数は、それよりもはるかに多い。重要なのは取り上げられる思想家の数もさることながら、その学際的な広がりである。カントやフィヒテは当然としても、ヴィーラント、ヘルダー、シラー、シュレーゲル、ノヴァーリスといった人物は、シュトゥルム・ウント・ドラングや古典主義、ロマン主義という、主として文学史の枠内で登場するのが普通である。またゲンツやガルヴェ、メーザーやフォルスターといった思想家にいたっては、通俗啓蒙や保守主義、あるいは博物学のドイツ的文脈でわずかに言及されることはあるにせよ、カントやフィヒテの陰に隠れてわが国においてはほとんど着目されなかった。

バイザーの特筆すべき成果は、何といってもドイツ思想史の領野を一挙に広げたこと、そしてこの複雑かつ学際性に満ちた本来のドイツ思想史の姿を示したことにある¹¹⁾。それに加えて彼は、フランス革命を背景におく各思想家の言説に政治的志向を見出すことで、近代ドイツ思想史を政治思想史として読み解こうとした。彼が哲学史的思想史の枠組みを前提としたなら、文学者と言われるヴィーラントやシラーに内在する政治思想を発掘しようという着想は生まれなかっただろうし、それによってカントからドイツ観念論へという近代ドイツ思想史の定着しきったイメージが大きく覆されることもなかっただろう¹²⁾。したがってわれわれは極めて単純に、18世紀後半のドイツ思想史の未知の領域をそれとして認識し、既存の学問的枠組みを解体・再編する形で思想史の主文脈の複線化を図る必要がある。そうして初めて、メーザーの思想がもつ学際性とその意味とを思想史上に位置付けることが可能となるはずである。

さて、メーザーもまた啓蒙思想家であった。啓蒙思想家の範疇にメーザーを加えることは、彼の「思想の社会的態度¹³⁾」とその本質とを損なわないためにも、そして啓蒙対反啓蒙というような単純な図式に彼を落とし込まないためにも、きわめて重要であると考えられる。先の保守主義や歴史学派の先駆といった形容の仕方はいずれも妥当だが、必ずしもそ

れによって彼の思想家としての社会的態度が十分に表現されるわけではない¹⁴⁾。

先述したように、啓蒙諸思想の全体をどのように規定するか、そのことによって近代ドイツ思想史の相貌はいかようにも変化する。カントからヘーゲルへという単線的な哲学史的思想史、あるいは啓蒙への反動としてロマン主義を短絡的に位置付ける見解、こうしたものとは距離を取って啓蒙概念を考えるなら、R.ポーターが指摘したように¹⁵⁾、それはある特定の学説や信念の表明などではなく、社会的変化を目指す運動そのものと捉えるのが有効である。種々の概念規定や論理展開を含んだ啓蒙思想を、一括して理性主義や合理主義に還元するのは無理がある。啓蒙の針路はいみじくもカントが表現したように、諸個人が「自らの知性を使う勇気」をもつことに他ならず、したがって啓蒙思想家の役割は学説の普及にではなく、作品を通じて考えることの意味を社会に浸透させることに最大の眼目があったはずである。それゆえ、啓蒙の時代を支えた出版業者の活躍や夥しい数の雑誌が公刊された事情なども、思想史的問題として問われるべきテーマであろう¹⁶⁾。

啓蒙を諸個人の自己啓蒙を促す知的運動として捉える観点から、坂井榮八郎はメーザーの啓蒙的意図、さらには彼の思想が有する社会的意義を次のように的確に指摘している。

「彼がここ〔週刊新聞への寄稿〕で演じた役割は政府と国民の仲介者であり、彼が行ったのは最も広い意味での国民教育だが、特筆すべきは彼がその際、決して読者（国民）に特定の見解を押し付けるのではなく、むしろ読者が自ら考え、判断するような刺激を与えようとしたことである。…啓蒙の人としてのメーザーの真骨頂は、彼が書いた政治・社会評論が『進歩的』か『保守的』か、といったようなことではなく、政府と議会と公論のこのような捉え方〔そこで議論が立法手続きにとって必須である〕と、それに発する広義の国民教育活動にこそ見るべきであろう¹⁷⁾。」

坂井はメーザーの思想と社会との交点に着目し、前者がもつ社会的機能を評価した¹⁸⁾。メーザーの文筆活動にわれわれは、歴史主義を方法的基礎とする知の社会的形態を読み取らねばならない。その意味で、例えば「ドイツにおける啓蒙との訣別を支える指導的人物¹⁹⁾」というバイザーのメーザー評価は誤

解を生みかねないものであり、啓蒙を自然主義として一括し、それへの対抗軸としてメーザーを捉える出口の見解も性急さを否めない。両者は啓蒙概念を硬直した理性主義として解釈する傾向が強いが、啓蒙の時代が理性主義一色であったわけではないし、理性の規定の仕方にしても各思想家において必ずしも同一ではない。理性主義的一面で啓蒙思想を総括するすれば、啓蒙の実像とそのダイナミズムを直ちに見失うことになるだろう。啓蒙と理性主義の区別は重要である。

メーザーに関しても、彼は理性主義に対しては難色を示したが、啓蒙を拒否したわけではなかったのだと言うべきである。啓蒙と理性主義との区別によって、啓蒙と歴史主義ないし経験主義とは十分に両立しうるし、メーザーを啓蒙思想家と称することに誤解の余地もなくなる。啓蒙と社会との交点を歴史的かつ具体的に追跡すること、そしてそこに表現された知の社会的形態を表出させること、それこそがメーザーの思想的核心とみられる歴史主義に基づいて、彼の啓蒙思想の再構成を可能とする方法に他ならない。

III. 「理論と実践」論争の震源地と問題圈

理論と実践をめぐる論争は、1793年の『ベルリン月報』誌上に発表されたカントの論文「理論では正しいかもしれないが、実践には役に立たないという俗言について」（以下では、カントとメーザーの両論考を「理論と実践」とする）にその起源をもつ。F.ゲンツやA.W.レーベルクと同様、メーザーもこの問題に対して「理論と実践について」と題する論考に独自の見解を表明しようとしたが、それは彼の生前にはついに叶わず、草稿が残された。メーザーの歴史主義とその社会的形態とを捉えようとする本稿の課題は、この「理論と実践」に歴史主義の具体的論理を確認することである。

ところで、冒頭のメーザーの言葉には「自然人が自らの必要に従って辿ってきた道筋」に対する「敬意」が表明されていたが、それには次のような継きがある。

「だから私は、現代人の結論とはどうやっても全く一致をみることがないような古い風習や慣習に出てくわすとしても、それについて筋の通った（vernünftig）理由を発見するまで、昔の人たち

がそんなに愚か者だったはずはないという考え方ともに歩もう。そして現代人が古い時代やその先入観にからずらう人々をしばしば何の知識もなく侮辱しようとしてきたことをもって、彼ら現代人に（いつもとは言わないが）ありうる限りの嘲笑をお返ししよう²⁰⁾。」

メーザーは、理論の存在自体を否定したわけではなかった。彼は、その理論を組み立てる理論家のあり方こそを問題視したのである。歴史はいわばさまざまな糸からなる織物であり、それを構成する一本の糸でさえ時間と空間の中で固有の意味を備えてきた。その裁断には必然的に限定が伴う。歴史の全体を余すことなく理論に組み込み表現することはできない。このことについての無自覚は、理論と歴史の乖離を助長するだけでなく、現実をすべて抽象的原理に解消しそれによって説明ないしは克服可能なものとみるような理論への過信を生み出す。メーザーはこうした理論家のあり方に対して、批判的姿勢を打ち出したのだった。無論それは、「理論と実践」においても貫かれる。

とはいえる、メーザーの批判を呼んだカントの論文自体が、ガルヴェ、ホップズ、メンデルスゾーンを名指して批判するように多分に論争的であり、メーザー自身もカントを念頭に置いて議論を展開したのだから、まずは論争の震源地となったカントの議論を整理しておく必要があるだろう。カントの論文は三章から構成されているが、メーザーとの関係で参照すべきは、第二章「国法における理論と実践との関係について（ホップズに対する反論）」である。カントはそれを次のように始める。

「多くの人間を一つの社会へと結びつける契約(pactum sociale 社会契約)にはいろいろあるが、そのなかでも、人々の間に市民的体制を創設する契約(pactum unions civilis)は、独特の性質をもっている。すなわち、遂行に関しては（共同して推進すべき何らかの任意の目的を目指している）他のすべての契約と多くの点で共通しているとしても、契約を樹立する原理(constitutionis civilis)に関しては、他のすべての契約と本質的に違っているのである²¹⁾。」

カントによれば、市民的体制とは、他者との関係性を前提とする人間同士の自由な関係を基礎とする

ものである。ここで留意すべきは「体制(Verfassung)」「公共体(ein gemeinses Wesen)」「社会(Gesellschaft)」の区別である。カントが展開する文脈において、前二者は国家と換言できる。すなわち、他者との関係性を前提とした諸個人が生きる場所、それが社会であり、その社会に生きる諸個人が契約によってひとつの体制=国家を築く。この体制の特殊性への問い合わせが議論の出発点である。カントは、市民的体制の基礎である人間同士の自由な関係の根本に「人間の権利」をみた。

しかし「人間の権利」、さらにそれがもたらす「自由」は無条件には保障されない。それゆえにカントは「公的な強制法の下での」という条件を付帯させている。そもそも法とは、彼によれば「各人の自由がすべての人の自由と調和するようにという条件へと各人の自由を制限するもの」である。したがって権利と自由の実現は、法による強制を必然的にともなう。市民的体制は、諸個人の権利および自由と強制法との関係のみを決定的条件とするものなのである²²⁾。

続いて市民的体制を創設する契約の原理を、カントは次の三点に具体化した。すなわち、その構成員が(1)「人間として自由である」こと、(2)「臣民として他の構成員と平等である」こと、(3)「市民として独立自存(Selbstständigkeit)している」こと、の三点である。

(1)の核心は、他人の幸福の自己追求を阻害しないかぎりにおいて、諸個人が幸福の自由な自己追求の権利をもっていることにある。(2)は(1)を敷衍したところに成立する。すなわち諸個人は、平等に強制法に服従する。カントの言葉を引いておこう。「いかなる人といえども、契約によって、それゆえ法的行為によって、自分は義務だけを有し一切の権利を有しないなどという事態を生み出すことはできない²³⁾」。すなわち、何人も、人間としての権利と自由を失った奴隸状態に墮することはない。ただし例外として、「国家元首(Staatsoberhaupt)」ただ一人が強制法への服従から除外されている。国家元首の存在が法的強制の根拠を担保しなければならないからである。元首自身が法的強制を受けるなら、その強制の主体と根拠はどうやっても確定されえない。ここに論理的瑕疵はない。しかしこの国家元首の存在と平等概念との間でどのように整合性をとるのか、これについてカントは明確に答えない。その不整合を自覚するからこそ彼は、平等概念を「臣民

として」という枠内に止めたのだろう。だが問題はそれだけではない。彼は国家における身分階層に関して次のように言う。

「人間は公共体において臣民として平等であるという理念からは、次の定式も生じる。すなわち、公共体のすべての構成員は、その公共体におけるどの身分階層にでも（ただし臣民にふさわしい限りでの身分階層に）達することが許されているのでなければならない、という定式である。公共体のすべての構成員は、才能と勤勉と幸運とがあれば、どの身分階層にでも到達できる。彼とその子孫とを永遠に同じ身分に押さえつけておこうとして、ともに同じ臣民である他の人が（なんらかの身分に対する特権保有者として）世襲的特権によって彼の行く手を遮ることは、許されないのである²⁴⁾。」

「市民的状態」を生きる諸個人に等しく身分階層の上昇機会を保障し、そこへの世襲的特権の介入は許さないというカントの論理は、さしあたって「臣民としての平等」とは整合する。身分的区別をこえる、人間の「臣民としての」平等を説くカントによって、平等概念は歴史的事実をこえて普遍的次元の一歩手前まで高められた。この点が彼の議論の理論的な強みであろう。だが厳然たる事実として、彼は身分なる歴史的概念を残置した。「身分階層(die Stufe eines Standes)」という表現にみられるように、諸身分間の序列をも彼は認める。つまり端的に言ってカントは、身分の高低はあるが「臣民としては」みな平等だというのである。だからこそ彼は、次のように言うことに何の躊躇いもなかった。

「ある人が、自分がほかの人と同じ階層にまで到達していない時に、それは自分自身（自分の能力および真剣な意志）のため、あるいは他人のせいにすることのできない境遇のためであって、抵抗を許さない意志を他人が振りかざしているからではないのだということにさえ気づいているならば、その人はどんな状態においても幸福であるとみなすことができる。というのも、他の人は、ともに同じ臣民として、権利に関しては彼らその人より優位に立つわけではないからである²⁵⁾。」

この文章に斜めから光を当てれば、次のように

る。臣民としての平等が保障された法的状態において、諸個人間に生じる現実的な不平等、例えば財産や地位の不平等に関して不満を呈するのは筋違いである。それは自分が招いた必然的結果である。そのことを自覚し、自身の権利と自由に満足する時、現在の惨めな境遇を打ち消しうる幸福感が訪れるだろう。事実彼は、「国家における人間の誰もが国家の臣民として平等であるとしても、このことは、彼らが所有物の量と程度の上でいちじるしく不平等であることと、十分に両立する」とも述べた。このことの是非は後に問うとして、臣民としての平等と身分的序列に基づく現実的不平等とが併存した市民的体制の具体像とは、いったいどのようなものであろうか。さらにカントの叙述に着目しよう。

「出生というのは、生まれてきたその人自身がなす行為ではない。それゆえ、出生そのものによってその人が法的不平等をこうむることはないし、また唯一の最高立法権力の臣民としてほかのすべての人と共有している法以外の強制法に服従させられることもない。したがって、公共体のある構成員がともに同じ臣民であるにも関わらず他の構成員に優先して生得の特権を持つことはできない。そしてまた、いかなる人といえども、自分が公共体において占めている身分に備わる特権を自分の子孫に相続させることもできない²⁶⁾。」

だとすれば、原則として現実に社会に生まれくる諸個人は、既存のいかなる社会的属性からも自由なはずである。先の引用文にも「公共体のすべての構成員は、才能と勤勉と幸運とがあれば、どの身分階層にでも到達できる」とあるわけだから、市民的体制にある限り、出生によって身分が固定されることはない。

とはいって、カントの言う「身分に備わる特権」は何に由来するのだろうか。例えば、生得の特権をもたないある人が、努力と勤勉とによって高位の身分に達し、それによって何らかの特権を確保したとしよう。ところがこの「身分に備わる特権」は後裔に相続させることはできないのだから、それは一代限りのものとなる。後裔もまた生得の特権をもたずに生まれてくるのだから、この反復過程において身分に特権が「備わる」ことは永久にない。

おそらくカントは、暗黙の裡に身分的特権の歴史性を前提している。彼の論理における最大の欠陥は、

臣民という範疇に属する者が対象だとはいえる、彼らの平等を説くにあたって、身分なる歴史的概念をもち込んだことにある。身分的特権が平等概念と齟齬をきたすことを知るがゆえに彼は、その相続を否定し、臣民間の平等を論理的に確保しようとした。しかし身分的特権は、それこそアприオリに身分に備わっていたのではなく、歴史的過程において身分が備えてきたものなのである。カントは身分的特権の存在そのものを明確に否定すべきであった。もっとも眞の平等は、不平等の要因となる身分的特権自体が歴史的過程において解体されたところにのみ成立するだろう。さらに言えば彼の論理は、身分的区別の淵源とその区別の正当性に解を与えない。市民的体制の議論には本来、歴史的なものとしての身分的区別が介入する余地がないのである。カントの「理論」が眞に「実践」されるのは、歴史が抹消されると同時に時を同じくして出生した諸個人によって市民的公共体が形成される時である。しかしそのような時は決して到来しないだろう。社会と個人から時間と歴史とを奪うことはできない。

それでもカントが描く理念としての市民的体制は、当時の現実からあまりに遠い。彼の議論において、この「理論と実践」論文の存在さえ知ることのない人々が置かれた現実は意識されないままである。まさにこの点がメーバーやゲンツの批判を誘発した。カントが生きた時代においても、貧困層は歴然と増大していた²⁷⁾。下層から上層への道はあらかじめ閉ざされていたのである。ゲーツヘルシャフトの実際を引くまでもなく、確固とした主従関係が広く社会に存在していった。身分制を肯定しながらも、それに起因する財産と地位の不平等を捨象するカントの平等概念は、普遍的理念としての輝きを放つ一方、歴史的現実から遠ざかった。もちろんカント自身がこの論文で想定している国家とは、純粋（実践）理性概念から論理的に導出された理念的国家でしかない。ゆえにカントに言わせれば、自身の理論に現実を照合するという方法それ自体、批判たりえないのである。

最後に（3）「市民として独立自存していること」の意味内容も検討しておこう。カントによれば、法への服従という観点から諸個人が平等であるとしても、その法を制定する権利は構成員全員には与えられない。市民という概念は構成員の全体を示すものではなく、子供と女性はそこから除外され、さらに「生計を立てるための何らかの財産（Eigenthum）

をもつ²⁸⁾」という条件が加わる²⁹⁾。カントの立法の手順はまさにルソー的であり、特殊意志の集合ではなく「公的な意志（ein öffentlicher Wille）」による立法の必要性を説くものである。要するに、この「公的な意志」に投票を通じて関与する資格をもつ者、それが市民だということである。カントは「技術者一族に生まれたものも、大地主（あるいは小地主）も、皆互いに平等である」、したがって各人が「ただ一票だけの投票権を持つ」という。

確かに彼は地主身分についていくつかの現実的な問題点を指摘し、それによって地主であっても「一票だけの投票権をもつ」ことの平等性を説いている。ただし、次の文章をわれわれはどう解釈したらよいだろうか。

「もし法律が地主たちに対して身分上の特権を与えるとしたらどうだろう。その結果、彼らの子孫たちが、譲渡することも、相続によって分割することも、そしてそれゆえ国民のより多くの人々が利用することも許さずに、ずっと（封土の）大地主であり続けるとしたらどうだろう。それともあるいは、分割を許すとしても、自分が好き勝手に指定した階級に属する人以外にはその土地のいささかも取得できないようにするとしたらどうだろう。もうそのことだけで、先に述べた平等原則との衝突が生じるだろう。すなわち、大地主は、本来ならばその土地を占有することができたであろうはずの無力の所有者の人数分だけ投票権を無効にしてしまうのだ。それゆえ大地主は…ただ一票しか持たない。——それゆえ、ひとりひとりすべての人がいつかある時土地の一部分を取得し、そして全部の人をあわせるとその全体が取得されることになるわけだが、それは公共体の各構成員の能力と勤勉と幸運だけによって決まるのでなければならず、しかしその大小の差異を普遍的立法において考慮に持ち込むことはできない³⁰⁾。」

この記述の最大の問題も、地主身分の歴史性の度外視にある。仮に地主身分が自身の土地の分配によって新たな土地所有者の生成を促せば、カントの言う平等原則は一貫するかもしれない。しかし彼の記述には、その具体的論理が欠如している。「いつかある時」と彼が言う時、果たして彼はその到来を真に信じていたのだろうか。カントの言う理論の実践性は、やはり理念的世界のなかにとどまるだろう。

結局のところ、カントの市民的体制の議論は、立法および国家元首の絶対性を説くところに行きつく。抵抗権は容認されず、服従は国民の義務となるが、すべての人の自由を保障する法的体制がカントの言う市民的体制なのだから、「権利に関して申し分のない（非難の余地がない）ものであるならば、…その公法には、立法者の意志に対して暴力的に反抗してはならないという禁止が結びついている」。国家元首の誤謬に対しては「言論（ペン）の自由（die Freiheit der Feder）」の保障が説かれ、それによって元首の「考え方違い」や「無知」を修正する機会が与えられる³¹⁾。

カントは章題でホップズの名を掲げたが、これまで指摘してきたように、ホップズ批判がこの論文の中心的課題ではない³²⁾。というよりも、カントのホップズ批判自体、『市民論』とホップズ流の社会契約論の核心を読み切れていない³³⁾。それゆえにカントのホップズ批判は、元首を誤謬なき存在とした点に向けられ、元首の誤謬可能性に対して「国民の権利の唯一の守護神（das einzige Palladium der Volksrechte）」たる「言論の自由」を保障することによって、国民の権利を保護するという処方箋となったわけである。だがカントの理論的地平においては、抵抗権を全面的に否定する以上、ホップズよりもはるかに臣民の元首に対する服従は絶対的なものとなる³⁴⁾。カントは言う。

「最高の立法権力あるいはその代理人である国家元首が統治機関に全権を委任し、とことん暴力的に（專制的に）ふるまうことまで許すとしたら、それは根源的契約に対する違反であり、臣民の考え方からいくと、このことによって国家元首は立法者たる権利を失ってしまっているのではあるが、たとえそうだとしても、それでもなお臣民には对抗暴力というかたちでの犯行は許されていないのである³⁵⁾。」

さて、以上のようにカントの「理論と実践」論文の全体を捉えたうえでわれわれは、直接的には彼の次の記述に対するメーザーの反論を検討しよう。「国民全体がそれに同意することが不可能であるような公法（たとえば臣民のなかのある階級が世襲的に支配者の身分の特権を持つというような公法）は不当である³⁶⁾」。その際、強調されているように、文中の「支配者の身分」という文言には十分な注意

が払われるべきである。なぜならそれは、カントの議論においては国家元首を表す言葉だからである。臣民と支配者たる国家元首の二者はカントの理論的地平において同様に立つことは決してない。これは彼の理論的核心のひとつでもある。果たしてメーザーは、カントの「理論」を読み切れたのだろうか。

IV. メーザーにおける歴史と伝統

先述したように、メーザーはカントの「理論と実践」に触発されて理論と実践の問題圈に踏み込んだ。以下では、メーザーによる「理論と実践」に彼の歴史主義的具体的論理と思想家としての社会的態度を発掘していくが、この論文草稿を扱うにあたって確認しておかねばならないことがある。

当該論文は『郷土愛の夢』の邦訳に「作品十九」として収録されている³⁷⁾。それはK.ブランディ版選集を底本とするものであるが、さしあたってそれにしたがってメーザーの議論の枠組みを整理すると次のようになる³⁸⁾。まず、先のカントの文章を公爵による世襲統治批判として読み、これに象徴される、経験的事実を捨象した理論偏重の社会動向に対する危惧が表明される。次いで、ヨーロッパにおいて農奴制が広範に存続した歴史的理由が、財産相続問題の回避という利点を有していたことに求められる。メーザーはそのなかで「圧制や戦時捕虜、あるいは無知や帰依」といった要素が農奴制の本質ではないと述べる。つまり彼は、そうした要素を農奴制の本質とみ、それに対する批判を軸に農奴制廃絶を訴える議論が一般化する動向に対して、一石を投じようとした。

しかし以上の概略から明らかなことは、メーザーの叙述における看過しがたい齟齬である。それは一見すると、カント批判の論理がそのまま農奴制の議論に引き継がれるように見えるため、財産相続問題を趣旨とする農奴制の議論に世襲の妥当性をめぐる議論がどう関係するのかが見てこない。邦訳者の原田哲史も「この論理それ自体のなかには支配者が世襲であるべきことを正当化する議論は見当たらぬ」と指摘している。しかし実のところ、以上の問題の責任をメーザー自身に負わせることはできないのである。

端的に言って問題は、ブランディ版選集自体にある。事実として確認しておくべきは、彼が『選集』にメーザーの「理論と実践」を収録する際にかなり

大きな短縮を行ったこと、そしてそれが論旨をきわめて不明瞭なものにしたことである。そのことは、F.ニコライによって出版された全集とB.R.アベケンによって編まれたそれを参照すればはっきりする。さらにニコライが言うように、メーザーがこの草稿を三、四回にわたって書き直していることも踏まえておくべきだろう。それはニコライ版とアベケン版とのあいだでさえ、かなりの異同が存在することからも推測可能ではある。要するに、カント批判と農奴制廃絶批判は「理論と実践」という大きなテーマに関わる別々の議論なのであるが³⁹⁾、ブランディ版選集のテクストに依拠する限りそれはわからない。

このようなメーザーの「理論と実践」に関する、ブランディ版選集の問題を確認したうえで、本稿は、ニコライ版とアベケン版の両方に依拠しながら、ブランディ版選集の不足を補いつつメーザーの議論を再構成したい⁴⁰⁾。メーザーの「理論と実践」は、次のように始まる。

「カント教授が理論の名誉を守るために言ったことに対しては、たしかに何も反論できはしない。とはいいうものの私には常に、経験主義者たちが、原理から現在の状況までの道筋が理論武装されていない眼（ungewaffnete Augen）にはいつまでたっても見えないままになっているくらい自分たちの原理を高く設定しすぎたような理論家たち、または自分自身の地平線がやっと見渡せたばかりなのにすぐに世界地図を描きたがったような理論家たちを軽蔑しこそすれ、それほどひどく理論そのものを軽視しているわけではないのではないか、と思われたのである⁴¹⁾。」

上の引用文に見るように、メーザーは理論そのものを無用だと考えていたのではない。「原理から現在の状況までの道筋」という文言からも明らかなように、メーザーの「理論家」に対する批判は、理論と現実間の距離に対する無自覚と、自分が構築した理論の普遍性への過信を告発するものに他ならない。メーザーは言う。「彼ら〔理論家〕は実に純粹理性のひとつの原理から純粹な結果を推論しうるだけだ⁴²⁾」と。

理論と実践の乖離を告発するメーザーは、その実例としてカントの文言を引き合いに出し、具体的な問題提起に移る。ただしその引用の仕方は、カントの真意を十分に汲み取るものではない。メーザーに

よる引用は「国民全体が臣民のある特定の階級に対して、世襲的に支配者身分としての特権を容認すべきであるということが、いかに考えられない（unmöglich）ことであるか」というものである⁴³⁾。これと先のカント自身の文章とを対照すればわれわれは、メーザーがカントの強調点を誤認したことには気づくだろう。カントは、「臣民のなかのある階級」が「支配者の身分的特権」をもつことを不法だと考えたのであり、それは無論、そのようなことが世襲的に行われることをも不法だとするわけだが、根本的には世襲批判を核心とするものではない。メーザーは、カントが理念として示した市民的体制の特殊性とそれを支える法論とを、たんなる世襲批判に読み替えてしまったのである。

カントの論文の論旨を誤認しながらもメーザーによって提起される第一の具体的問題はしたがって、支配者身分の世襲の現実的妥当性という論点に集約される。その問いは、支配者身分の世襲がヨーロッパ全体に広がった実情に鑑み、世襲に対する国民全体の同意可能性をカントのようにただちに排除すべきではないという批判的意識に支えられたものであった。というのも、次のような事態が現に社会に生じていたからである。メーザーは言う。

「上の主張を含むその〔カントの〕優れた論文が読み上げられている社会のなかには、少なくとも良き実践理性をもつ幾人かの人が存在するのであるが、彼らはみなその論文を誤解し、とても偉大なひとりの哲学者の言葉に基づいて、公爵による世襲統治を疑う余地なく権力の強奪であると見なし始めた⁴⁴⁾。」

確かにメーザーのカント批判は、論点誤認と言わざるを得ない。だがカントの立論が、読者に歴史的経緯や現状との往来をつねに自覚させるような思考態度を与えないことも事実である。カントの理論的帰結はあまりに現実から遠いが、抽象度が高く具体性に欠けるその記述は、それゆえに読者の思考を強力に捉え支配したのであった。それに対するメーザーの憂慮は、次のようにも示される。

「その〔理論の〕理想的な狼煙は非常に高く上がるでの、そのようなものを発見し、そこをまっすぐ目指すことのできる航海士などいないのである。そしてまた、私は次のことを危惧する。研ぎ澄ま

された洞察力でそこを注視するよう命じられる若者が、ほんのわずかな曇がかりで(bei dem geringsten Wölkchen)彼らの船を岩礁へと導いてしまうであろうことを⁴⁵⁾。」

ではメーザーは、支配者身分の世襲に関して具体的にいかなる見解をもち、「公爵の世襲統治」をただちに「権力の強奪」とみなす世論にどのように関与しようとしたのか。彼は、ある年配の経験主義者から得たという次のような物語を引き合いに出す。もっともそれは、後にカントも指摘するように、メーザーの創作である⁴⁶⁾。

かつて「民衆自身が選んだひとりの皇帝」が大きな帝国を幸福に支配していたが、彼は国民の要求に従ってのうちに王国を12の行政管区に分割し、それぞれに「公爵(Herzog)」を配した。民衆との「社会契約(Social=Contract)」に基づく彼の統治は、彼らに満足をもたらし、誰もが平和と安全を享受した。だがその公爵の死後、誰がその後継となるべきかをめぐって騒乱が勃発する。そこで各行政管区はそれぞれが異なる方向性をとり、それにともなって様々な事態が生じたのであった。

結論から言えば、メーザーがこの物語で示そうとしたことは、世襲統治が必ずしも悪い結果を招来するとは限らないという消極的の見解ではなく、むしろ世襲されない場合の弊害の大きさであり、世襲統治に対する民衆支持の十分な可能性であった。それを確認するために、世襲を退けたいいくつかの行政地区のことの顛末を見ていくことにしよう。

第一の行政管区の例では、皇帝が宮廷から新しい公爵を送り込み、以前の公爵の息子を登用しなかった。これに対して民衆が苦情を訴えた。理由は、新しい公爵の地方に対する無知である。彼は十分な学校教育を受けたかもしれない。そこから学者は生まれるかもしれない。しかし「君主(Regenten)」は生まれない。それに比して以前の公爵の息子は全行政管区を熟知し、偉大なるアカデミーに教えられるよりも父の下ではるかに多くのことを見聞きし、経験を積んでいる。これが民衆の考えであった。

第二の行政地区では、皇帝は行政管区内から公爵を選出したものの、やはり以前の公爵の子息を退けた。ここに生じた問題は遺産問題である。つまり前任者の所有物のうち何が子息に属し、何が行政管区に属するのかがはっきりしない。訴訟判決は帝国最高裁にまで持ち越され未解決であるが、この間、子

息が所有者の地位に留まった。これによって新しい公爵扶養のための税が住民に課されることになる。民衆は叫んだ。遺産問題を回避するためには先代就任の際に「財産目録(Ivantarium)」が作成されるべきであったが、そもそも皇帝が先代の子息を登用していれば遺産問題そのものも、したがって新たな税負担も生じえなかつたはずだと。

第四の地区では、皇帝は民衆に公爵の選出権を与えた。しかし前任者の子息か新任かをめぐって民衆が二派に割れる。勝利者が平穏をもたらすまで、20年の長きにわたってその敵対関係が続いたのであった。

第五の行政地区では民衆が「鍛冶屋(Grobschmied)」を公爵に選出したところ、彼は権力を乱用し始めた。民衆は嘆く。「宮廷で教育された我々の以前の公爵は、非難するにしても非常に穏やかだったし、彼が拒まねばならなかったことをとても情け深く拒んだ。卑しきものに深き同情心をもち、刑法を個々の事例にすばらしく当てはめる術を心得ていた」⁴⁷⁾と。彼らの悔恨の念も深い。「ああ！われわれが以前の公爵の息子を選んでいたなら！彼はきっと父親の家で同様の人間の扱いを学んでいたであろうに⁴⁸⁾」。

要するに上述の箇所では、支配身分の世襲への民衆支持の可能性が示されているのである。それ以外の行政管区の事例でも、世襲を選択することによって様々な問題が回避された様子が語られる。先述のようにメーザーの懸念は、カントの論文に啓発された人々がそれを論拠として公爵の世襲統治を否定する傾向が生じたことにあった。メーザーの趣旨は、カント批判によって支配身分の世襲を積極的に是認することよりも、上記の傾向にみられる世論の急進性を是正することにあったと考えられる。世論の形成過程の画一化を危惧し、その多様性を確保しようとするメーザーは、カントへの論駁自体を目的としたのではなく、カントの議論を批判対象として、世論再活性化の風を送ったのである。メーザーの「理論と実践」論文がカント批判の枠内で読まれるとすれば、歴史的帰結とその実践的意義に関するメーザーの見解は、学説批判という知識人の閉鎖空間に押しとどめられ、その社会的ダイナミズムを喪失することになるだろう。

続けて農奴制に関する記述を検討しよう。農奴制に関しても廃絶の議論が巻き起こっており、メーザーはそれにも警鐘を鳴らす形で農奴制存続の根拠と目

的とを歴史に求めた。

「農奴制 (Leibeigenthum) がヨーロッパでどれほど広範に行き渡ってきたか、またそれに関するいかに実践と理論とが相互に乖離しているかということを見るなら、次のような考えを禁じ得ない。つまり、農奴制を取り入れ、かつこれまで多くの国々でお維持してきたことの大いなる包括的な諸理由が存在するに違ひなく、あらゆる個々の事情に即し、その利用についての情報をもつ実践は、高遠な飛翔で多くの事情をまだ見落としているに違ひない理論よりもそうしたことについてより良く理解しているに違ひないということである。だが、農奴制が地上から完全に根絶されるのが望ましいという要望がいっそう一般的になっているから、その真因を認識し、農奴制が本来何を成し遂げるものであるかを研究することは無駄なことではないよう思う。その時、その目的をより少ない犠牲によって達成し、そのようにして注意深い立法者の調停によって実践を理論と和解させるような方法が、ことによるとまだ見つかるかもしれない。なかんずくこうした観点において、私は次の歴史的真実を提示するのが一番良いと思う。つまりあまりに高尚な諸前提からより、現実の様々な出来事からの方が、多くの場合より正しい結論が出るということである⁴⁹⁾。」

ただし注意すべきは先述のとおり、世襲をめぐる議論が農奴制の議論に直接引き継がれているわけではないということである。カントによる世襲的支配身分の不当性に関する議論に対してメーザーは、経験主義者の物語を引きながら世襲の現実妥当性を提示したのであったが、農奴制をめぐる議論とそれとは区別されねばならない。以上の引用文から始まるのは、理論と実践の乖離という当初の大きな問題設定に関する、メーザーの第二批判である⁵⁰⁾。

メーザーの農奴制に関する議論は、農奴という社会的存在の是非を問うものではない。彼は農奴制の本質を財産相続の正当性を確保する点に見据えているが、メーザーによる引証は、次のように若干迂回的である。あらゆる「帝国官吏 (Reichsbeamte)」は前職からの相続財産に関して私的所有権をもたず、そのすべてを彼らの「最高権威者 (Oberhaupt)」が相続し、後任にふたたび貸与する。また、司教は「助祭長 (Archidiacon)」の、助祭長は「教区司祭

(Curaten)」の財産を相続するが、それは職務と結びついた「収益 (Gefalle)」を一括し、やはりそれを後任に貸与するためである。つまり、ある職務の前任者と後任との間の貸与関係を本質とする財産相続的一般形式は、私的所有権を徹頭徹尾除外することによって、相続に伴う財産の横領や細分化を回避し、公職を健全かつ正当に存続させる。相続権はいわば、人格ではなく役職そのものに帰属するのである。「官吏、封土所有者、農民が入手するあらゆるものには公職、あるいは農場のところに留まる」という規則を定めるべきだというメーザーの真意は、以上の文脈によって理解される。

だが以上の文脈をもってしても「農奴制が本来何を成し遂げるものであるか」という点については、なお判然としない。というのも、これまでのメーザーの記述には農奴制そのものへの言及が含まれていないからである。実はそれは、この後においても見られない。ただし、書き換えた箇所と思しき部分には次のような記述が存在する。

「メクレンブルク地方のように、グーツヘル (Gutsherr) が自分の農奴 (Eigenbehörige) に必要な家畜を与えるところでは、リスクなく農奴に、その傍らで自分の家畜をも飼うことを許すことがどうして可能であろうか。〔もしそうなれば〕もっともよい仔馬や仔牛や子羊はいつだって農奴のものとなるだろう⁵¹⁾。」

以上に示されているのは、農奴が責務としての労働による成果と自身の利益とを混同する可能性である。官吏や聖職者の事例と同様、こうした事態は回避されねばならない。したがって「すべての農奴制の本来の原則を構成する決まり、言い換えれば、従者の獲得するものを従者は彼の主人のために獲得しているということは、われわれが官吏や借地人 (Pächter) との間に締結する、あらゆる契約の原則である」というメーザーの結論は、農奴制の身分関係を自明のものとしたうえで、農奴の私的所有権が領主に帰属するのは、官吏や聖職者の相続形式の場合と同じ原則によるものだという主張に過ぎない⁵²⁾。彼の考えにしたがえば、従者の私的所有権の排除によって、農場経営の混乱を防止するのが農奴制の本質と目的なのである。

のことと先の世襲問題に関するメーザーの見解を重ねてみると、内容的に相違する二つの議論に一

点の重なりが見えてくる。メーザーによる経験主義者の物語における、第二の行政地区の事例を想起しよう。そこでは先代の公爵の後継を子息に世襲させるのではなく、行政管区内から新たに登用したのだった。その結果、財産相続に際してその所有権をめぐる問題が生じ、結局新しい公爵扶養のための税が追徴されることになり、臣民の負担は増加した。これが世襲であれば問題は生じなかつたわけである。

農奴制の議論に示されたような財産相続の一般原則はしたがって、世襲を原則とすれば不必要なものになる。無論、カトリック教会に属する聖職者の財産相続において世襲を原則とすることはできないため、世襲によって財産相続の問題がすべて解消するわけではないが、世襲の全否定によって少なくとも官職における財産相続の円滑化への可能性は閉ざされる。メーザーは言う。

「さあ私は問おう。新しい社会契約締結に際し、鮮明な記憶のなかのあらゆるこうした事情が民衆の念頭に浮かんでいたなら、なぜ民衆は、ヨーロッパの端から端まで実際に採用されている支配階級における特定の位階ないし公職の世襲に反対しなければならなかつたのだろうか⁵³⁾。」

以上に示されているのは、世襲に対するメーザーの全面的な賛意ではない。それは、歴史的現実を省みない理論と、その理論のみに依拠する世論の動向に対する警告である。そしてそのような世論との関わり方こそ、メーザーの歴史主義が纏う知の社会的形態の本質を表現するものなのである。メーザーは言う。

「理論家たちによっていかなる現実的境遇にも置かれないのであるが、あるいはそれらを余すことなく見渡せないのである観念上の人間（idealistische Menschen）のための社会契約を考え出すということは、いわば空虚な遊びの産物（Spielwerk）である⁵⁴⁾。」

V. おわりに

「これまで、グロティウスとその他の偉大なる哲学者たちは、なかんずく経験を収集し、それにしたがって自身の理論を拡張してきた。最近の理論家はこれに対して、常に既存の事例からより頻繁

に身を引いてしまう。その帰結というのは、前者が現実の世界において、とにかくある事実に介入することなく正しさや不正について教える後者よりも、より役に立つということである。

理性的な経験主義者は、しかしそれゆえにそうした後者〔最近の理論家〕の努力をさげすんだりはしない。それどころかむしろ、こうした経験主義者は世界とそれぞれの地方に『ひとり』の偉大なる理論家を待望するだろう。その理論家は経験主義者のためにそれぞれの分野において大きく理想的な狼煙をあげ、それを目指して経験主義者は、まっすぐ進み風に向かって奔走しつつ、終始変わらず自身の目をそこに向けなければなるまい。しかし、とにかく理論家が経験なしで、舵を切り、船を巧みに操る中で保つその行くべき道を経験主義者に指で示してやるとすれば、理論家は気の毒にも軽蔑を呼び込むことになる⁵⁵⁾。」

本稿で何度も強調したように、彼は決して理論の存在それ自体が有する意義を失墜させようとしたわけではない。むしろ彼は、経験主義者と理論家の協同をめざし、経験を駆使し現実に積極的に介入しうる理論家を待望した。確かに「理論と実践」に示されたメーザーの見解は、保守的な色合いが強い。だがそこで今一度われわれは、彼が時流に逆行するような見解を社会に発する根本的な理由を考えてみる必要がある。

メーザーと同時代人のF.ゲンツは、やはりドイツ保守主義の筆頭格であるが、フランス革命の急進的な事態に対して次のように述べた。「現実が耐えがたいものは、たとえ未来が楽になるという幻想を与えてまやかすだけのものであっても、なお未来を切望する⁵⁶⁾」。ゲンツの見るところ、そうして世論の均衡は失われていった。

メーザーの危惧もまた、ゲンツと同じく、歴史的現実から乖離して自らの足元を省みることのない理論家のみならず、こうした理論家に安易に追従する世論に対するものでもあった。メーザーの歴史主義は、たんに歴史に立脚する彼の思想的方法を表現するものとしてではなく、歴史を通じて時代の固有性を描き出し、それによって世論を揺さぶる、啓蒙思想家としての社会的姿勢の表現形態として捉えられねばならない。メーザーが次のように述べたのは1780年であったが、その思いは晩年にあってなお、失われていなかつたのである。

「歴史が市民にもたらす乏しい利益、また歴史の講義の力不足は、きっと国家の構成員が株主としてではなく人間（一般）として扱われることによるのだ。私の希望としては農民も歴史を利用するべきであり、そこから、政治的諸制度が自分にとって正をもたらすのかあるいは不正をもたらすのか、またどのような点においてそうであるかを見抜けなければならない⁵⁷⁾。」

謝辞

本稿も含めて私の研究は指導教官の安藤隆穂教授のご教導なくしては何一つ成立しなかった。安藤教授からこれまで賜った言葉に尽くせぬ学恩に、心からの謝意を捧げたい。

注

- 1) Möser, Justus, *Ueber den Leibeigenthum. Fragmente.*, in: *Justus Möser's sämmtliche Werke*, Tl. 5 (Kleinere, den Patoriotschen Phantasien verwandte Stücke), hrsg. von B. R. Abeken, Nikolaische Buchhandlung, Berlin, 1843, S. 144. (原田哲史訳「人間の権利、すなわち隸属」『郷土愛の夢』(肥前榮一・山崎彰・原田哲史・柴田英樹訳), 京都大学学術出版会, 2009年, 205頁。)
- 2) メーザーの生涯については次を見よ。坂井榮八郎『ユストゥス・メーザーの世界』, 刀水書房, 2004年, 14-28頁。
- 3) Cf. Pascal, Roy, *The German Strum und Drang*, Manchester University Press, Manchester, 1953, pp. 1, 42-45.
- 4) Vgl. Menger, Christian-Friedrich, *Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit: eine Einführung in die Grundlagen*, 4. durchgesehene Aufl., C.F. Müller Juristischer Verl., Heidelberg, 1984, S. 102-116. (石川敏行ほか訳『ドイツ憲法思想史』, 世界思想社, 1988年, 145-164頁参照。)
- 5) Vgl. Meinecke, Friedrich, *Die Entstehung des Historismus*, hrsg. und eingeleitet von C. Hinrichs, R. Oldenbourg Verl. München, 1959, S. 303-354. (菊盛英夫・麻生建訳『歴史主義の成立(下)』, 築摩書房, 1968年, 第八章参照。) 民衆生活への着眼によってメーザーは、ニコライやヘルダー、ガルヴェと同様にドイツ民俗学の初期的系譜にも位置づけられる。Vgl. Koch-Schwarzer, Leonie, *Populäre Moralphilosophie und Volkskunde: Christian Garve (1742-1798) - Reflexionen zur Fachgeschichte*, N.G. Elwert Verl., Marburg, 1998 S. 35, 226.
- 6) Roscher, Wilhelm, *Geschichte der National-*

Oekonomik in Deutschland, 2. Aufl., R. Oldenbourg, München u. Berlin, 1924, S. 502. (肥前・原田訳「付論三 ヴィルヘルム・ロッシャー『経济学者としてのユストゥス・メーザー——八世紀の諸理念に対する歴史的・保守的反作用』『郷土愛の夢』邦訳前掲書, 230頁。)

- 7) ebd., S. 501. (同上書, 228頁。)
- 8) 出口勇蔵「ユストゥス・メーザル」『経済論叢(京都大学経済学会)』, 61卷4号, 1947年, 191-214頁, および同「ユストゥス・メーザル(下)」『経済論叢』, 62卷1・2号, 1948年, 84-101頁。小林昇「リストの生産力論」『小林昇経済学史著作集VI-F・リスト研究(1)』, 未来社, 91-274頁。メーザーとリストに関しては239-274頁を参照。出口, 小林両氏のメーザー研究については, 以下の論文も併せて参考のこと。原田哲史「ユストゥス・メーザーにおける啓蒙と啓蒙批判」佐々木武・田中秀夫編『啓蒙と社会—文明観の変容』, 京都大学学術出版会, 369-392頁。
- 9) わが国におけるメーザー研究は発展途上にあるが, 上述の出口, 小林両氏の研究に加え, 『郷土愛の夢』の訳者解説および前述の坂井榮八郎の研究がその礎である。肥前榮一「ユストゥス・メーザーの國家株式論について—北西ドイツ農村定住史の理論化」, 山崎彰『郷土愛の夢』における農民政策論—北西ドイツ型農村社会の危機との関連で, 原田哲史「メーザーの社會思想の諸相」, 柴田英樹「オランダ渡りとメーザー」。以上の論考は, 『郷土愛の夢』邦訳の275-372頁に「解説」として所収。
- 10) Cf. Beiser, Frederick C., *Enlightenment, Revolution, and Romanticism. The Genesis of Modern German Political Thought, 1790-1800*, Harvard Univ. Press, Cambridge, Massachusetts, London, 1992. (杉田孝夫訳『啓蒙・革命・ロマン主義—近代ドイツ政治思想の起源 1790-1800』, 法政大学出版局, 2010年。)
- 11) もっともその成果は, バイザーの研究のみに帰せられるものではない。彼の研究もまた, G.P.グーチやR.エイリスらによる蓄積の上に成り立っている。Cf. Gooch, George Peabody, *Germany and the French Revolution*, Longmans, London, 1920; Aris, Reinhold, *History of Political Thought in Germany from 1789-1815*, Frank Cass, London, 1965.
- 12) ただし文学者の政治性を問うという視角自体は目新しいものではない。例えばルカーチは「シラーの近代文学論」のなかで, シラーが近代市民社会における理想と現実, 本質と現象の不一致の原因に資本主義的分業を見ていたと指摘する。しかし分業に見られる人間と社会における自然的調和の喪失は, シラーによれば文明化過程そのものの帰結なのであり, マルクスに引き付けるルカーチの解釈はやや行き過ぎの感を否めない。ルカーチ「シラーの近代文学論」『ルカーチ著作集4—ゲーテとその時代』(菊盛英夫訳), 白水社, 1969年, 359-414頁。シラーの近代観については, 大

- 塚雄太「クリスティアン・ガルヴェにおけるドイツ近代像の成立—『古代・近代作家論』にみる通俗哲学の新地平」『日本18世紀学会年報（日本18世紀学会）』、第25号、2010年、62–75頁で言及した。
- 13) 安藤隆穂『フランス自由主義の成立—公共圏の思想史』、名古屋大学出版会、2007年を参照。
 - 14) 彼を歴史学派の先駆という場合、リストから歴史学派経済学へという後発的展開が想起されるが、同時代的観点からヘルダーの歴史主義との関連も問われるべきだろう。
 - 15) R.ポーターはP.ゲイに依拠して次のようにいう。「ゲイが強調したように、啓蒙主義者は理性がすべてだと信じるような合理主義者ではなかったし、また、感情や信仰や直観や権威を前にして判断を停止するような非合理主義者でもなかった。…人間の知性を動力として駆使することによって人間の本性を理解し、社会的な存在としての人間を、さらには彼ができる自然環境を分析しよう」とし、そのような理解の上にこそ、よりよい世界に向けての土台が築かれるはずだとみたのである。ロイ・ポーター『啓蒙主義』（見市雅俊訳）、岩波書店、2004年、4頁。ピーター・ゲイ『自由の科学—ヨーロッパ啓蒙思想の社会史 I・II』（中川久定・鷺見洋一ほか訳）、ミネルヴァ書房、1982/86年を参照。
 - 16) Vgl. Hazel, Rosenstrauch, *Buchhandelsmanufaktur und Aufklärung: Die Reformen des Buchhändlers und Verlegers Ph. E. Reich (1717-1787)*, Buchhändler-Vereinigung, Frankfurt am Main, 1986. 戸叶勝也『ドイツ啓蒙主義の巨人—フリードリヒ・ニコライ』、朝文社、2001年、ミヒャエル・ノルト『人生の愉悦と幸福—ドイツ啓蒙主義と文化の消費』（山之内克子訳）、法政大学出版局、2013年などを参照。
 - 17) 坂井前掲書、30-31頁。
 - 18) ルーダースドルフも、メーザーの「ジャーナリスト、穏健で大衆的な啓蒙の宣伝者」としての役割を評価している。Vgl. Rudersdorf, Manfred, "Das Glück der Bettler". *Justus Möser und die Welt der Armen. Mentalität und soziale Frage in Fürstbistum Osnabrück zwischen Aufklärung und Sekularisation*, Aschendorff, Münster, 1995.
 - 19) Beiser, *op. cit.*, p.288. (邦訳前掲書、568頁。) ただしバイザーは、メーザーにおける啓蒙主義への親和性を否定するわけではなく、むしろ啓蒙思想家（それは理性主義者を意味しない）の範疇において彼を評価しているようにも思われる。というのも彼は、メーザーを「保守的な啓蒙主義者」の列に加えるのみならず、歴史主義によって、政治的・社会的改革のための批判機能から歴史理解のための説明機能への転換が啓蒙的理性において進んだという見方を示しており、この機能転換を促す思想家のひとりとしてメーザーを捉えるからである。
 - 20) Möser, Ueber den Leibeigenthum, a.a.O., S. 144. (邦訳前掲書、205–206頁。原文に即して訳文を変更した。) これも断章である。
 - 21) Kant, Immanuel, Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis, in: *Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 8., G. Reimer Verl., Berlin, 1912, S. 289. (以降、Theorie und Praxisと略記する。) (北尾宏之訳「理論と実践」、『カント全集14 歴史哲学論集』、岩波書店、2000年、185頁。)
 - 22) カントの「理論と実践」とほぼ時期を同じくして匿名出版された『フランス革命論』(1793/94年)において、カントの道徳哲学を敷衍する形で提示されるフィヒテの国家觀は、カントよりもラディカルかつ実践的である。フィヒテは既存国家と民衆との間に社会契約の成立を見ていないし、身分制もはっきりと拒否する。彼は道徳律に立脚する人間の自由意思によって社会契約は締結され、そしてまた破棄されうると考える。フランス革命の正当性は、国家体制の変更の権利行使によって裏付けられるのである。Vgl. Fichte, Johann Gottlieb, *Beitrag zur Berichtigung der Urtheile des Publicums über die französische Revolution*, Tredition Classics, Hamburg, 2011. (邦訳は舛田啓三郎訳『フランス革命論—革命の合法性をめぐる哲学的考察』、法政大学出版局、1987年および、田村一郎訳「フランス革命についての大衆の判断を正すための寄与」『フィヒテ全集 第2巻 初期政治論』所収、哲書房、1997年がある。)
 - 23) Kant, Theorie und Praxis, a.a.O., S. 292. (邦訳前掲書190頁。)
 - 24) ebd., S. 292. (邦訳同上書、190頁。)
 - 25) ebd., S. 293-294. (邦訳同上書、192頁。)
 - 26) ebd., S. 293. (邦訳同上書、191頁。)
 - 27) メーザーの貧困問題への具体的関与については前掲のRudersdorf (1995)を見よ。メーザーと同時代人のC.ガルヴェは、貧困の具体像を歴史と現実に即して捉えるとともに、貧民の心性分析によって貧困問題を追究した。ガルヴェの貧困論については、大塚雄太「(第16章) クリストイアン・ガルヴェの貧困論—文明化のなかの貧困と人間」『野蛮と啓蒙—経済思想史からの接近』(田中秀夫編)、京都大学学術出版会、2014年、521-550頁を参照。
 - 28) Kant, Theorie und Praxis, a.a.O., S. 295. (邦訳前掲書、195頁。)
 - 29) 具体的に除外されるのは「家や店に仕える奉公人」「日雇い労者」「理髪師」などであり、彼らは「単なる下働き」であって、「財産所有者」ではないとされる。
 - 30) ebd., S. 296. (邦訳同上書、195–196頁。)
 - 31) カント哲学における言論の自由の意味と機能については次の研究を見よ。金慧「カント哲学における言論の自由」『社会思想史研究』、第38号、2014年、86–105頁。
 - 32) 北尾宏之「解説 理論と実践」『カント全集14』邦訳前掲書、408頁、西田雅弘「カント市民社会論における『自由』『平等』『自立』—『理論と実践』に関する俗

- 言』（1793年）の第二論文に基づいて』『下関市立大学論集』、第45巻第2号、2001年、88頁を参照。
- 33) カントによるホップズの『市民論』第7章第14節の解釈は、「国家元首は契約によって国民に対して何の義務を負うこともなく、したがって（市民をどのように扱おうとも）市民に対して不正をなすということはあり得ない」というものであり、これに関して彼は「一般的に言えば恐ろしい命題である」と述べている。ただし『市民論』でいうところの「不法」とは「約定違反」をさす。つまりそれは最高権力者がいかなる約定によっても拘束されないという、まさにカント的な国家元首の存在必要性を説く文脈において理解されるべきものである。ホップズ『市民論』本田裕志訳、京都大学出版会、2008年、166頁参照。ホップズにおける抵抗権と生存権の問題については、わが国でもなお問い合わせ直されるべきだが、水田洋の次の指摘が非常に重要である。「ホップズの場合には、生産概念を導入した『統治論』のロックよりも、主権と人権との対決が厳しくなる。すなわち、一方では、人権=自己保存権の絶対性のために、それを保障するために設定される主権が、人権に対して絶対性を持つという逆説が生じ…、他方では、それにもかかわらず、いかなる理由によってであれ、主権が臣民の人権を傷つけるならば、その当人は服従義務を解除されて、抵抗または逃亡する権利（生存権）をもつということになる。主権と人権との対決において、ホップズが抵抗権を文字どおり認めたりとはいえないにしても、自然権の絶対性を貫くことによって、事実上、抵抗を当然としたのである。こうして、国家は民衆の自己保存の手段であるという、ラディカルな結論が導出される。」ホップズ『リヴァイアサン（1）』水田洋訳、岩波文庫、1992年、379頁。
- 34) たしかくまでも臣民の元首への服従は、カントの理論的地平において絶対的なものであることを強調しておかねばならない。これまでのカントの議論における市民的体制の法的状態は、現実に存在するものではなく「理性の理念」から導出された論理的帰結である。彼によればそれゆえにこそ、理論が現実を引き寄せる実践的リアリティをもつわけである。この文脈を切斷したうえでしかもフランス革命の現実を念頭に置き、国家元首に対する反抗つまり革命の否定という点のみを取り出せば、彼の政治哲学さらには道徳哲学との不整合が強く意識されることだろう。だが、自由と人間の権利を基礎とする市民的体制の議論の「帰結(Folgerung)」として説かれる「服従」であることを考えれば、革命の否定に関してカントの論理的一貫性は保たれるように思われる。この点に関してはバイザーの見解と異なるが、彼による初期から1790年代までのカントの革命観をめぐる包括的議論の参照は非常に有益である。Cf. Beiser, op. cit., pp.27-56.（邦訳前掲書、54-113頁を参照。）
- 35) Kant, Theorie und Praxis, a.a.O., S. 299.（邦訳前掲書、201-202頁。）
- 36) ebd., S. 297.（邦訳前掲書、198頁。）
- 37) メーザー『郷土愛の夢』、邦訳前掲書、211-216頁。
- 38) Vgl. Brandi, Karl (Hrsg.), *Justus Möser: Gesellschaft und Staat. Eine Auswahl seinen Schriften*, Drei Masken Verlag, München, 1921, S. 256-259.
- 39) ただし読み進めていくと、まったくの無関係と言いたることもできない。そのことは後述する。
- 40) 論文の全体像を確実に把握するためにメーザーの草稿そのものを確認したかったが、本稿執筆にあたって残念ながらそれは叶わなかった。プランディ版選集の脚注（Vgl. ebd., S. 256, 265.）には、それがオスナブリュック・ラーツギムナジウムの図書館にあると記されており、ルーダースドルフも草稿類の所蔵に関して同様の指摘をしている（Vgl. Rudersdorf, 1995, S. 355.）。また、ニコライ版とアベケン版とを比較すると、前者のページ数が多いことがわかる。その双方の全文をみると、おそらくアベケンは議論の重複に配慮したのであろう。どちらに依拠してもメーザーの議論の筋道を見失うことはないが、ニコライ版のほうが断章の編集としてはより充実している。
- 41) 本稿執筆にあたってニコライ版とアベケン版の両者を参照したが、以下の引用に際しては後者の該当ページを示す。またプランディ版でフォローされている部分については邦訳を参照したが、筆者の責任において改訳した部分が多くある。Möser, Justus, Ueber Theorie und Praxis, in: *Justus Möser's sämmtliche Werke*, Bd. 8, Fr. Nikolai, Berlin u. Stettin, 1798, S.86 ; Ders., V. Ueber Theorie und Praxis, in: *Justus Möser's sämmtliche Werke*, hrsg. von B. R. Abeken, Tl. 9. (Kleinere Schriften), Nikolaische Buchhandlung, Berlin, 1843, S. 158.（後者を A 版とする。）
- 42) Möser, A 版, S. 159.
- 43) A 版（ニコライ版も同様）に添えられた書き直し部分には「すべての国民が、臣民のある特定階級が世襲的に支配身分としての優位性をもつべきであるということに同意しうるということはありえない」という形で引用されている。
- 44) ebd., S. 158-159.
- 45) ebd., S. 160-161.
- 46) Kant, Immanuel, Über die Buchmacherei Zwei Briefe an Herrn Fr. Nikolai von I. Kant., in: *Kant's gesammelte Schriften*, a.a.O., S. 433.（尾渡達雄訳「出版業に関する一イマヌエル・カントよりフリードリヒ・ニコライ氏への書簡二通」『カント全集16 教育学・小論集・遺稿集』、理想社、1966年、227頁。）この第一書簡にはメーザーの「理論と実践」への反批判が展開されているが、それはニコライ宛である。ニコライはメーザーと親しかったのだが、経験主義者であり、カントに対しては一貫して批判的立場にあった。つまり、ニコライがメーザーの断章を利用して自分を批判したのだ、とカントはみたわけである。これについては J.B. クヌーセンの研究に詳しい。

- Knudsen, Jonathan B., Justus Möser and the German Enlightenment, Cambridge Univ. Press, Cambridge, 2002, pp.181-183.
- 47) Möser, A 版, S.162-163.
- 48) ebd., S.163.
- 49) この引用に明らかなように、メーザーは農奴制の存続を積極的に提唱したわけではない。彼は農奴制廃絶の要求を認めたうえで、理論的立場からは等閑に付される農奴制の現実的意味を掘り起こすことで理論と実践の「和解」を狙った。
- 50) ブランディ版選集に収録された「理論と実践」が大幅な短縮を伴うものであることはすでに述べたが、具体的には、カント批判に対応する経験主義者の物語の部分が完全に削除されている。ゆえに世襲の是非をめぐる議論が農奴制の議論に流れ込むかのように見えてしまうのである。
- 51) ebd., S.172.
- 52) 農奴制の社会的意味については「人間の権利、すなわち隸属」でも説かれている。当該草稿は「理論と実践」と対応する箇所が多いため併読されたい。
- 53) ebd., S. 173.
- 54) ebd., S. 174.
- 55) ebd., S. 165.
- 56) Gentz, Friedrich, *Betrachtungen über die französische Revolution*, Nach dem Englischen des Herrn Burke neu-bearbeitet mit einer Einleitung, Anmerkungen, politischen Abhandlungen, und einem critischen Verzeichniß der in England über diese Revolution erschienenen Schriften, 2. Theile, Fr. Vieweg, Berlin, 1793, S. XVI. (田畠雅英訳『『フランス革命についての省察』への序文』『ドイツ・ロマン派全集 第20巻 太古の夢・革命の夢』, 国書刊行会, 1992年, 177頁。)
- 57) Möser, Justus, Vorrede zu diesem zweyten Theil, in: *Justus Möser's sämmtliche Werke*, Bd. 6 (Osnabrückische Geschichte. 2. Tl.), Fr. Nikolai, Berlin u. Stettin, 1780. (肥前榮一訳「付論二『オスナブリュック史』第二部への序文」『郷土愛の夢』邦訳前掲書, 222-223頁。若干訳文を変更した。)

(名古屋大学高等研究院)